

平成 18 年 7 月 7 日

各 位

上場会社名 株式会社ダイサン  
代表者名 代表取締役社長 三浦基和  
(コード番号 4750 大証第2部)  
問合せ先 取締役管理本部本部長 住川章雄  
(TEL: 06-6243-6341)

(訂正)「定款一部変更に関するお知らせ」の一部訂正について

平成 18 年 6 月 8 日開催に発表いたしました「定款一部変更に関するお知らせ」において、定款変更案に誤りがありましたので、下記のとおり訂正いたします。

記

訂正箇所および内容

訂正を必要とする条文のみ抜粋し、網掛けで表記しております。

訂正前の変更案	訂正後の変更案
<p>第 1 章 総則</p> <p>(公告方法)</p> <p>第 5 条 当会社の公告方法は、<u>電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。</u></p> <p>第 2 章 株式</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第 11 条 当社は、<u>株主名簿管理人を置く。</u></p> <p>2. <u>株主名簿管理人および事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</u></p> <p>3. <u>当会社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取り扱わない。</u></p>	<p>第 1 章 総則</p> <p>(公告方法)</p> <p>第 5 条 当会社の公告方法は、<u>電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることが出来ない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。</u></p> <p>第 2 章 株式</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第 11 条 当社は、<u>株主名簿管理人を置く。</u></p> <p>2. <u>株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</u></p> <p>3. <u>当会社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</u></p>

訂正前の変更案	訂正後の変更案
<p style="text-align: center;">第6章 計算</p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第42条 当社の期末配当の基準日は、毎年4月20日とする。</p> <p style="padding-left: 2em;">2. 当社の中間配当の基準日は、毎年10月20日とする。</p> <p style="text-align: center;">( 削 除 )</p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第43条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</p>	<p style="text-align: center;">第6章 計算</p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第42条 当社の期末配当の基準日は、毎年4月20日とする。</p> <p style="padding-left: 2em;">2. 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p> <p>(中間配当)</p> <p>第43条 当社は、取締役会の決議によって、毎年10月20日を基準日として中間配当をすることができる。</p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第44条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</p>

以上